

国民年金のしくみ

日本に住む 20 歳以上 60 歳未満のかたは、国民年金に加入して、基礎年金を受けることになります。
今回は、基本的な年金制度のしくみについてお知らせします。

市民課保険年金係 ☎ 1148

伊勢年金事務所 ☎ 0596 3604

国民年金の種別

国民年金は、20 歳になった人はみな強制加入になります。会社で厚生年金保険や共済組合に入っている人や扶養されている配偶者の人なども国民年金に加入しているのです。

● 第1号被保険者：自営業、学生等

● 第2号被保険者：サラリーマン等

● 第3号被保険者：サラリーマン等の被扶養配偶者

国民年金の保険料

第1号被保険者のかたは、月額15,020円(平成23年度)を自身で納めることになります。

第2号被保険者のかたは、会社などで加入し、給与から天引きされている厚生年金保険料から国民年金の保険料を支払っていることになります。

第3号被保険者のかたは、保険料を自身で支払わなくてもよく、第2号被保険者が加入する厚生年金などが支える仕組みとなっています。

年金の支給

現在の年金制度は、国民年金から全国民共通の**老齢基礎年金**が支給され、厚生年金保

険などからそれに上乗せする形で報酬比例の**老齢厚生年金**が支給される2階建て方式になっています。

老齢基礎年金の支給年齢と金額

老齢基礎年金は25年の受給資格期間を満たしたかたに対して、原則として65歳から支給されます。

支給される金額は20歳から60歳までの40年間(480月)保険料を納付して、満額の年間788,900円(平成23年度年金額)です。保険料を納付した期間(月数)が少なければその分年金額は減額されます。また、保険料の納付免除を受けた場合は、受給資格期間にその期間は算入され、年金額にも一定の割合で反映されます。

また保険料納付期間が480月に満たないかたは、60歳以後に任意加入被保険者となり保険料を納付する制度があります。

繰り上げ支給と繰り下げ支給

繰り上げ支給とは、65歳からではなく、60歳から64歳まで年齢を繰り上げて受け取る方法です。年金額は繰り上げる月数に応じて減額されます。

減額の仕方は、一か月あたり0・5%の割合となっています。したがって、60歳から繰り上げて受けようとする5年間(60月)繰り上げることになるため、 $0・5\% \times 60 \text{月} = 30\%$ が減額されることになります。

〈例〉

保険料納付期間456月のかたが、60歳から繰り上げ支給を受ける場合
 $788,900 \text{円} (\times) \times 456 \text{月} / 480 \text{月} = 749,455 \text{円}$ …65歳から支給の場合
 $749,455 \text{円} - (749,455 \text{円} \times 0.3) = 524,600 \text{円}$ (百円未満四捨五入)
 年間524,600円となります。
 (※年度により変動します)

一方、繰り下げ支給というのは、66歳から70歳まで年齢を繰り下げて受け取る方法です。年金額は繰り下げの月数に応じて増額され、一か月あたり0・7%の割合となっています。

一度、繰り上げ支給や繰り下げ支給を請求すると変更や取り止めはできず、この減額率・増額率に応じて生涯減額・増額した金額で支給されることとなりますので、十分ご検討の上、申請してください。

老齢厚生年金の支給年齢と金額

老齢厚生年金は、厚生年金保険に被保険者期間をもって受けるかたが、老齢基礎年金を受けられるようになったとき(65歳)から支給されます。つまり、老齢基礎年金を受けられる人が厚生年金保険に1か月でも加入したことがあれば老齢厚生年金を受けられます。また、65歳前であっても、次の3つの条件を満たしたかたであれば、60歳から特別に老齢厚生年金が支給されることになっています。

(生年月日により異なります)
 ① 支給開始年齢に達していること(原則60歳以上)、② 一年以上の厚生年金保険の被保険者期間があること、③ 老齢基礎年金の資格期間を満たしていること。

この特別支給の老齢厚生年金の支給年齢は、平成6年と平成12年の改正により、段階的に引上げられ、将来的には65歳支給に統一されます。

特別支給の老齢厚生年金は、報酬部分に係らず、厚生年金加入期間に応じて計算される定額部分(上限あり)と報酬額に係る報酬比例部分とで計算されます。

年金受給開始の時期

【図1参照】

特別支給の老齢厚生年金は65歳に達すると、その受給権は消滅し、同時に新たに65歳からの老齢厚生年金と老齢基礎年金の受給権が発生します。実質年金額が下がっているわけではなく、特別支給の老齢厚生年金の内訳であった報酬比例部分および定額部分の金額が、65歳からはそれぞれ老齢厚生年金、老齢基礎年金として支給されます。年金のしくみは、加入制度や被保険者期間、生年月日などで一人ひとり異なります。必ずご自身のケースを確認してください。

平成24年度国民年金保険料
月額14,980円
(平成23年度から40円引下
げ)

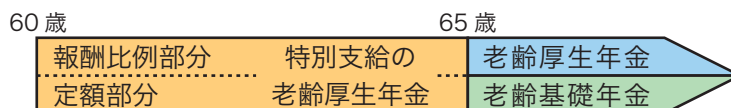
平成24年度の国民年金額
物価変動に応じ0.3%
の引き下げとなります。
「老齢基礎年金(満額の場合)」
786,500円
(平成23年度から2,400
円引下げ)

【図1】年金受給開始の時期

生年月日

男 昭和16年4月1日以前

女 昭和21年4月1日以前

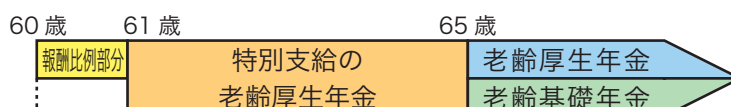


定額部分の繰り下げ開始

生年月日

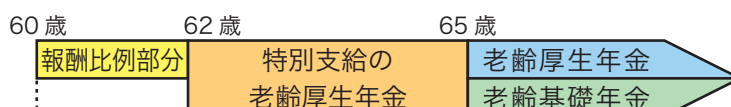
男 昭和16年4月2日～昭和18年4月1日

女 昭和21年4月2日～昭和23年4月1日



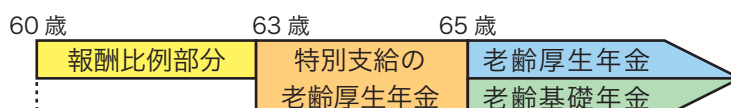
男 昭和18年4月2日～昭和20年4月1日

女 昭和23年4月2日～昭和25年4月1日



男 昭和20年4月2日～昭和22年4月1日

女 昭和25年4月2日～昭和27年4月1日



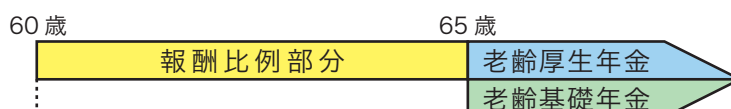
男 昭和22年4月2日～昭和24年4月1日

女 昭和27年4月2日～昭和29年4月1日



男 昭和24年4月2日～昭和28年4月1日

女 昭和29年4月2日～昭和33年4月1日



報酬比例部分の繰り下げ開始

生年月日

男 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日

女 昭和33年4月2日～昭和35年4月1日



男 昭和30年4月2日～昭和32年4月1日

女 昭和35年4月2日～昭和37年4月1日



男 昭和32年4月2日～昭和34年4月1日

女 昭和37年4月2日～昭和39年4月1日



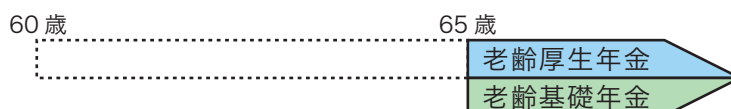
男 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日

女 昭和39年4月2日～昭和41年4月1日



男 昭和36年4月2日以降

女 昭和41年4月2日以降



※上記中、報酬比例部分とは、報酬比例部分相当の老齢厚生年金のこと